事　務　連　絡
令和８年 10 月 14 日

各{都道府県／市／特別区}水道行政担当部（局）　御中

各国土交通大臣認可{水道事業者／水道用水供給事業者}　御中

国設専用水道の設置者　御中

（各地方整備局等経由）

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室

不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえた対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、大量の個人情報を取り扱う事業者等の情報システムが不正アクセスにより侵入され、個人情報を含むデータが窃取される事案が複数確認されています。

こうした状況を踏まえ、内閣官房国家サイバー統括室において別紙のとおり、不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえた対応について、事業者に向けた注意喚起が取りまとめられました。

つきましては、各水道事業者及び水道用水供給事業者並びに国設置専用水道の設置者におかれましては、下記の事項に御留意の上、対策の徹底及び適切な情報共有をお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者に対して、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に対して、この旨周知をお願いします。

記

１．　不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえた対策の徹底について

別紙の注意喚起を御確認の上、自らの情報システムや委託先を含めた対策状況を改めて点検し、不十分な点があれば、速やかに対策の強化を検討いただくようお願いします。

２．　サイバー攻撃の被害にあった際の情報共有について

情報システム障害が発生した場合は、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（令和６年４月３日付け国水水第 18 号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知）の６．（２）に基づき、報告をお願いしているところです。

また、基幹インフラ事業者におかれましては、サイバー対処能力強化法に基づき、特定重要電子計算機にかかるインシデントを弊省及び内閣府へ報告することが義務付けられ、「サイバー対処能力強化法に基づく水道分野におけるインシデント報告の扱いについて」（令和８年 10 月 1 日付け事務連絡）において、報告方法を周知しているところです。

その他のサイバー攻撃の被害にあった際も、更なる攻撃被害の拡大を防ぐため、サイバー攻撃に関する技術的な情報を、様式は自由とし、上記の課長通知に示す報告方法により、速やかに共有いただけますよう、ご協力をお願いします。

〇参照すべき通知等

・「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（令和６年４月３日付け国水水第 18 号、令和８年４月３日一部改正）
・「サイバー対処能力強化法に基づく水道分野におけるインシデント報告の扱いについて」（令和８年 10 月 1 日付け事務連絡）

（問合せ先）
〇国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室
担当：渡邉、下平
TEL：03-5253-8111(内線 34436)
E-mail： hqt-suidoucyber@ki.mlit.go.jp

不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえた対応について

２０２６年１０月９日
内閣官房国家サイバー統括室

国家サイバー統括室では、ウェブシステムに係る脆弱性の悪用、サプライチェーンを通じた侵害、堅牢さを欠くデータ管理などにより、大量の個人情報を取り扱う事業者等の情報システムが不正アクセスにより侵入され、個人情報を含むデータが窃取される事案を複数確認しております。

こうした状況を踏まえ、特に、大量の個人情報を取り扱う事業者や機微な情報を取り扱う事業者等におかれましては、以下にお示しする主な対策のポイントをご参照いただき、より一層の対策の徹底を速やかに検討いただくようお願いいたします。

１．ウェブシステム等の適切な管理

ウェブシステムは、企業活動や顧客サービスの基盤として不可欠な存在となっています。一方で、インターネットに公開されているシステムは特に攻撃の対象となりやすいため、「いつ攻撃を受けてもおかしくない」という前提で対策を講じることが重要です。

（１）脆弱性の適切な管理

脆弱性情報が公表されると、攻撃者は短期間のうちに悪用を開始する場合があります。修正プログラムの適用を後回しにせず、インターネットに公開されていない内部のサーバ等も含め、リスクを適切に判断し、計画的かつ迅速に対応することが求められます。

- OS、ミドルウェア、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）、アプリケーション等のセキュリティパッチやアップデートを速やかに適用する
- サポートが終了している製品・バージョンを利用しない
- 利用していないシステムや機能は停止・削除する
- 定期的に脆弱性診断等を実施する
- 不要なポート、プロトコル、サービス等を無効化する

（２）アカウント管理・認証

適切な認証対策により、不正アクセスのリスクを大幅に低減させることが可能です。

- 多要素認証（MFA）を導入する
- 推測されやすいパスワードの使用を禁止する
- 管理者アカウントの利用者、アクセス権を必要最小限にする
- 退職者、異動者や利用されていないもの等の不要なアカウントを速やかに無効化する

（3）レジリエンスの向上

侵入を完全に防ぐことは困難です。不審な挙動の早期発見と迅速な対応が被害発生及び拡大の防止につながります。

・ログを適切に取得・保管する
・不審な通信や大量のアクセスを監視する
・侵入検知・防御システムを活用し、パターンファイル等を定期的に更新する
・外部からの異常な認証試行を把握する
・事業継続計画等にサイバーセキュリティを組み入れる
・インシデントが起きた場合の対応態勢を整備する

2．サプライチェーンを通じた侵害への対策

サイバー攻撃への対策は、自社システムのみを対象として考えるのではなく、個人情報や業務情報を預ける委託先企業等を含むサプライチェーン全体で安全性を確保する観点で取り組むことが重要です。攻撃者は、比較的防御が弱い委託先企業等を足掛かりとして侵入し、その後、標的となる企業へアクセスを拡大する手口を用いることがあります。そのため、「委託先企業と共に管理する」という認識の下で、適切な安全管理措置を講じることが求められます。

（1）委託先企業等のセキュリティ対策状況の把握

・委託先等の情報セキュリティ方針、管理体制や委託先等との役割分担・責任分界を確認する
・個人情報や業務情報の取扱状況を定期的に点検する
・セキュリティ認証の取得状況や監査結果を確認する
・再委託先を含む管理状況を把握する
・契約締結時だけでなく、継続的に確認を行う

（2）委託契約におけるセキュリティ要件の明確化

・情報の取扱方法を明確に定める
・アクセス権管理やログ管理の実施を求める
・不正アクセスや漏えいが発生した場合の報告義務を規定する
・インシデント発生時の委託先との連携体制を整備する

（3）情報共有範囲の適正化

・委託先へ提供する個人情報や業務情報を必要最小限とする
・業務終了後の委託先でのデータ削除を徹底する
・委託先に付与するアクセス権を適切に管理する

（4）サプライチェーン全体のリスクマネジメント

・重要な取引先や委託先を洗い出す
・サプライチェーンを含めた情報資産の流れを可視化する
・サプライチェーン上の重要な依存関係を把握する
・定期的にリスク評価を実施する

3．データの適切な管理

企業が保有する個人情報や業務情報は、重要な経営資産です。一方で、不必要な情報の保有や、アクセス権限の管理や保管方法が不十分である場合には、不正アクセスを受けた際に被害が大規模化するおそれがあります。また、近年の攻撃者は、窃取した情報を公開すると脅迫したり、不正に売買するなど、情報そのものを標的とする傾向を強めています。そのため、「保有する情報資産を守る」という視点に立った安全管理措置が求められております。

（1）保有する情報資産の適切な管理

どのような情報資産を保有しているのか把握できていなければ、適切な保護措置を講じることはできません。まずは、自社が保有する情報資産の全体像を把握することが重要です。

・個人情報や業務情報の所在や管理者を把握する
・重要な情報資産を分類し、管理対象を明確にする
・利用目的や保存期間を明確にする
・定期的に情報資産の棚卸しを実施する

（2）保有情報の最小化

万が一情報漏えいが発生した場合でも、保有する情報が少なければ被害の拡大を抑えることが可能です。

・利用目的を終えた情報は速やかに削除する
・法令上の保存期間を経過した情報は適切に廃棄する

（3）適切なアカウント管理・アクセス制御

必要以上の権限が付与されている場合、不正アクセス時に大量の情報が一度に取得されるおそれがあります。

・業務上必要な者のみにアクセスを許可する
・閲覧権限と更新権限を適切に分離する
・管理者権限の付与を必要最小限とする
・定期的にアカウントや権限設定を確認する

（4）データ保護の徹底

情報が窃取された場合であっても、適切な保護措置が講じられていれば悪用のリスクを低減することができます。

・保存データを暗号化する
・通信経路を暗号化する
・パスワードや認証情報を平文で保存しない
・外部電磁的記録媒体の利用やデータ保存等に関するルールを整備する
・バックアップデータについても適切に保護する
・クラウドサービスを利用する場合は、サービス仕様を理解し、保存領域やデータベース等の公開設定及びアクセス権限設定をよく確認する

（５）ログ取得・監視・分析の強化

不正アクセスを早期に発見し、被害範囲を迅速に特定するためには、適切な監視・分析体制が不可欠です。また、不正侵入される事案が複数確認されている状況に鑑み、不審な通信や大量のアクセスの痕跡がないか、アクセスログ等の点検・分析を実施することを推奨します。

・個人情報や業務情報へのアクセス記録を取得する
・不審なアクセスや大量データの取得を監視する
・ログを一定期間保管する
・異常を検知した場合の対応態勢を整備する

サイバー攻撃による被害は、もはや情報システム部門だけの問題ではありません。不正アクセスによって個人情報や業務情報が流出した場合、事業停止、顧客対応など、多方面にわたる経営リスクへと発展する可能性があります。AI の悪用を含むサイバー攻撃の手法が高度化・巧妙化する中、経営層の皆様におかれましては、サイバーセキュリティ対策を経営課題と位置づけ、必要な投資や人的体制整備を含む対策の強化をお願いいたします。

また、被害にあわれた組織にあっては、更なる攻撃被害の拡大を防ぐため、サイバー攻撃に関する技術的な情報を、内閣官房国家サイバー統括室や所管省庁、専門機関等に速やかに共有いただけますよう、何卒ご協力をお願いいたします。

（参考資料）

・重要インフラのサイバーセキュリティ対策のための統一基準
・重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定ガイドライン
・サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0 実践のためのプラクティス集
・サイバーセキュリティ人材フレームワーク 2026

以上